

今月の解説①

FATFガイドダンスを踏まえた 貿易金融を巡るマネロン・テロ資金供与対策の留意点

弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士

高橋 良輔

弁護士

津田 慧

金融庁は、2021年2月19日、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（以下、「AML/CFTガイドライン」という）を再改正し、輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等（以下、「貿易金融」という）（注1）の項目を新設した。

また、金融活動作業部会（Financial Action Task Force（FATF）という）も、貿易金融関連のガイドランスとして「Trade-Based Money Laundering Trends and Developments」（2020年12月）およ

び「Trade-Based Money Laundering Risk Indicators」（2021年3月）を立て続けに発出した。

そこで、本稿においては、AML/CFTガイドラインにおける貿易金融の項目について、前記ガイドランスにも適宜言及しながら、金融機関等が特に留意すべきポイントを中心に概説する。

一 AML/CFTガイドラインの再改正

金融庁は、2021年2月19日、既存の要請の趣旨を明確に

するとともに、新たな留意事項を示すため、AML/CFTガイドラインの再改正（以下、「本改正」という）を実施した（注2）。主な改正点としては、①経営陣の責任の明確化、②リスクの特定・評価の整理、③顧客管理に関する実務的な要請、④取引モニタリング・フィルタリングの拡充、⑤コルレス先・委託元金融機関等の管理の高度化に関する記載の追加または明確化のほか、本稿が取り上げる⑥貿易金融の項目の新設が挙げられる。

その後、金融庁は、同年3月

26日、AML/CFTガイドラインに対する関係者の理解の向上に資することを目的とし、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問（FAQ）（以下、「FAQ」という）を公表した。FAQは、AML/CFTガイドラインの趣旨や解釈を明らかにしており、金融機関等がマネー・ローンダリング（以下、「マネロン」という）およびテロ資金供与（以下、マネロンと併せ、「マネロン・テロ資金供与」という）リスク管理態勢を構築する際に併せて参照すべきものであるとこ

今月の解説②

SNS、 動画投稿サイト等の 利活用における 法的留意点(下)

さくら共同法律事務所 弁護士
廣田 景祐

一 はじめに

今回の(下)では、SNS等で収益化を図る場面や、日常生活でSNS等を利用する際にありがちな複数の場面ごとに、法的な問題意識を解説する。また、会社などが公式アカウントを運用したり、その運用を外部に委

二 SNS等で収益を得る場面

託する際の留意点について場面設定ごとに解説していく。(上)に引き続き、仮に自らが当事者とならなかつたとしても、例えば、法人顧客へのアドバイスや小話の中で少しでも役立つ知識を解説したい。

1 SNS等で収益を得ることは副業に当たるか

2018年1月31日に、厚生労働省が定めているモデル就業規則に副業と兼業が追加されたことなどを機に、副業を認める企業も増えつつある。金融機関で副業が解禁された例も見られるが、いまだ副業が禁止されている場合も多い。その場合、SNS等での活動が副業に当たってしまうと、無断で行えば懲戒処分の対象となり得る。

そこで、副業とはどこからどこまでなのか問題になるが、法律上の明確な定義はない。そのため、個別の就業規則ごとに解釈されることになる。副業禁止の会社の就業規則には「他の会社等の業務に従事してはならない」といった規定が置かれている場合が多いであろう。このような規定で禁止されている場合、副業とみなされるのは、他の会社等に雇用される場合などに限らず、反復的かつ継続的な行為により収入を得ることも含まれると解される。SNS等の利用が多様化し、動画や画像の投稿を行って広告収益などを得

る形も珍しくなくなってきたことなども踏まえると、SNS等で広告料等の収益を得ることが副業に当たるとみなされる可能性もある。収益の多寡にかかわらず、会社の許可を得ておくのがより無難であろう。

会社が勤務時間外の従業員の行動を禁止できるのは例外的な場合である。裁判例上も、「労働者が兼業することによって、労働者の使用者に対する労務の提供が不能又は不完全になるような事態が生じたり、使用者の企業秘密が漏洩するなど経営秩序を乱す事態が生じることもあり得るから、このような場合においてのみ、例外的に就業規則をもって兼業を禁止することが許されるものと解するのが相当である」とされている(京都地判平成24・7・13労働判例1058号21頁)。その他の裁判例を見ても、①副業の労働時間、時間帯等から本業に支障をきたす場合、②副業の内容が企業秩序を害するものである場合、③副業先と本業が競業関係にある場合などには懲戒処分が認められる可能性が高い。会社との卜

2021年通常国会成立の 金融関係法の概要(上)

令和3年1月18日召集の第204回通常国会は、同年6月16日に会期が終了し、各種法律の制定、改正がなされた。金融機関の業務に関連する法律についても、その改正等がなされたが、本誌面では、主な法律を取り上げ、その概略を報告する。なお、誌面の関係上、詳細な内容は各法律を直接参照されたい。

一 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法の見直し

1 改正内容

「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(以下、「相続土地国庫帰属法」という)が成立し、令和3年4月28日に公布され

た。原則として、公布の日から2年以内(相続登記の申請の義務化については、3年以内、住所等変更登記の申請の義務化については、5年以内)の政令で定める日から施行される。両法律は、所有者不明土地(不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地)の「発生の予防」と、すでに発生している所有者

不明土地の「利用の円滑化」の両面から、総合的に民事基本法の見直しが行われている。その改正内容は次のとおりである。

(1) 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し
「発生の予防」の観点から、不動産登記法を改正し、任意とされていた相続登記や住所等変更登記の申請を義務化しつつ、それらの手続きの簡素化・合理化策が講じられている。具体的には、次のとおりである。

① 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内の相続登記の申請を義務付ける(正当な理由のない

申請漏れには過料の制裁)。

② 相続登記の申請義務の実効性を確保するため、「相続人申告登記の新設(相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申し出ることにより、相続登記の申請義務を簡易に履行できる)、所有不動産記録証明制度の新設(特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行するもので、相続登記が必要な不動産が容易に把握できる)、登記手続の費用(登録免許税等)負担の軽減、地方公共団体との連携(死亡届の提出者に対する相続登記の必要性に関する周知・啓発の要請等)といった方策が講じられてい



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士
川村 英二



古澤 陽介

新型コロナウイルス影響下の与信管理

第1回 2021年発表の地価公示にみる 不動産市況とその活用方法



不動産鑑定士 川端 一郎

新型コロナウイルスの世界的な流行により、企業取引において急激な信用不安の発生リスクが高まっており、適切に与信管理を行っていくことが重要になる。本連載は、与信管理の体系化・発展に取り組む（一社）与信管理協会（<https://www.yoshin-kanri.com/>）の会員が中心となり、現在の状況下において金融機関が知っておくべき与信管理について解説する。

一 本年地価公示に見る不動産市況の動向

リーマンショック以来下落傾向にあったわが国の不動産市場であるが、アベノミクスによる大規模金融緩和とインバウンドにより景気は回復し、上昇基調にあった。そこへ今回の新型コロナウイルスの蔓延。わが国のみならず世界中が大きな試練と立ち向かうことになった。しかしながら、バブル崩壊時は総量規制という政策面からの不況であったが、今回は感染症ということで相手が目に見えず、感染者数、死者数は数字で見えても、それが地価にどのような影響を

及ぼしたかを判断する材料には乏しかった。

コロナ禍がどのように地価に影響を与えたかは、我々専門家のみならず担保不動産を多くもつ金融機関の審査担当者にとつても、きわめて関心の高い情報であるに違いない。今回は、本年の地価公示を概観し、コロナ禍がどのように地価に影響を与えているかを概観するとともに、地価公示価格を担保評価に活用する場合の留意点について述べることにする。

1 大阪圏・東京圏の地価公示

本年3月に国土交通省地価公示が発表になり、全国の地価動向が明らかになった。コロナ禍の渦中での最初の地価公示ということで、大いに注目が集まった。例年だと全国の最高価格地が話題になるが、本年に限っては、全国で最も地価が下落した地点はどこかに注目は集まった。インバウンド激減による効果は、大阪道頓堀に顕著に現れ、下落率28%が全国の最高下落率となった。

大阪圏の下落率が大きかった